

日本離婚再婚家族と子ども研究学会 謝金等規程

改正 2020年3月10日

2020年5月19日

2021年6月2日

2022年10月7日

2025年2月13日

(目的)

第1条 この規程は、本学会の業務または事業に伴う各種謝金等について定める。

(謝金等の定義)

第2条 「謝金」とは、原則として本学会における研究大会、研修会等において、本学会から依頼された講演者に対して支払われる金銭（学会誌への講演録の校正等を含む）をいう。

2 学会誌「日本離婚再婚家族と子ども研究」への原稿執筆に対して支払われる「執筆料」や同学会誌の編集に係る「業務委託料」、学会事務局業務やその他運営業務に係る委託に関する「委託料」を含む。さらに、同学会誌への投稿論文の査読者に対する「謝金」及び大会、研修会等における学生アルバイトの「報酬」にも適用される。

(謝金等の額)

第3条 講演者に関する謝金の額は、別表(1)を基準とし、当該の大会委員長または研修会等を主催する企画委員長が決定する。

2 「執筆料」の額は、別表(2)を基準とし、編集委員長が決定する。

3 学会誌の編集業務委託、学会事務局業務委託やその他運営業務の「委託料」については、別表(3)を基準として、それぞれ所管の編集委員長もしくは事務局長が決定する。

4 学会誌における編集委員会が依頼した論文査読に対する「謝金」は1論文につき会員5,000円、会員外10,000円とする。なお、編集委員会での審査結果が再審査となった場合には、同一の依頼が継続しているものと扱う。

5 大会、研修会等における学生アルバイトについては、別表(4)に定める。

6 前項までに該当しない特別な理由のあるものについては、理事会の決議を経て、その額を決定する。

(会員への支払い)

第4条 本学会の会員への謝金等の支払いについては、別段の規定がない限り、謝金等の発生する業務もしくは事業を所管する委員長もしくは事務局長の判断による。なお、本学会の理事及び監事に謝金等を支払う場合、必ず理事会の決議を経るものとする。

(規程の改廃)

第 5 条 この規程は、理事会の決議を経て改廃することができる。

附則 1 . この規程は、2019 年 6 月 11 日から施行する。

附則 2 . この規程は、2020 年 3 月 10 日から施行する。

附則 3 . この規程は、2020 年 5 月 19 日から施行する。

附則 4 . この規程は、2021 年 6 月 2 日から施行する。

附則 5 . この規程は、2022 年 10 月 7 日から施行する。

附則 6 . この規程は、2025 年 2 月 13 日から施行する。

別表 (1)

講演者に関する謝金の額
大会、研修会等の講演等謝金の標準額は、10,000 円 / 時間を目安とする。ただし、3 時間を超える場合は日額 30,000 円を限度とする。

別表 (2)

執筆謝金に関する謝金の額
原稿執筆などの執筆謝金の標準額は、10,000 円を目安とする。

別表 (3)

学会の業務委託にかかわる各種委託費
遂行する業務に必要な専門的な知識や特殊な技術及び経験年数等を加味し、東京都の最低時給単価に 1~2.4 を乗じる。その際、『公的研究費 (科研費) 執行ガイドブック』の「契約職員時間単価基準表」を判断基準とし、所管の委員長もしくは事務局長が決定する。

別表 (4)

学生アルバイトの謝金
東京都の最低時給単価を基準とし、学部生には、1、大学院生には 1.2 を乗じる。